

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

中山委員長 次に、橘慶一郎君。

橘（慶）委員 台風一過と爽やかにはありませんでしたけれども、しかし、きょうは皆さん方にちよつと、委員会はこういう場所ですけれども、山の中で川音がざあざあ流れていて、山に雲が立ち渡っていく、雲がわくわくと湧き上がる、そういう風景も想像いただきながら、質問に入らせていただきたいと思えます。万葉集巻七、一千八十八番。

あしひきの山川の瀬の鳴るなへに弓月が岳に雲立ちわたる

それでは、よろしくお願いいたします。

きょうは、中小企業の経営力強化支援法ということであります。中小企業の海外展開への支援、そしてまた、地元で頑張る中小企業に対して、認定経営革新等支援機関、こういったものを設けて応援していこう、こういうたてつけの法案でござ

います。基本的に、そういう前向きな取り組みと理解するわけですけれども、まず、海外展開のところについて幾つか、この法案の支援措置以外の部分も含めて、お伺いをしてまいりたいと思えます。

中小企業、非常に、町の中でも大変いろいろな技術を持って、いろいろなわざを持って頑張っておられる。そういった企業が、ある日、製品が認められて海外に出ていくというようなことにもなるわけですけれども、そういった場合は、海外のバイヤーとか顧客との出会いというものが必要になってまいります。もちろん、下請という形で出ていく場合もありますけれども、光が当たればがらつと変わるという場合もあると思えます。

そこで、地域における、そういった意味では展示会や商談会あるいは関係機関の相談窓口の役割、ジェトロ等の役割というのは非常に大きいのではないかと、このように思えます。見解と取り組みについてお伺いいたします。

北神大臣政務官 おっしゃるとおり、中小企業の海外展開のためには、外国等の買方とこつちの中小企業の、どういう製品があるのか、どういう技術があるのか、そのマッチングというのが非常に重要だということに思っていますので、そういう出会いの場ということについては、我々もそのように重要だということを認識し、いろいろな支援策をやっております。

具体的には、ジェトロと中小企業基盤整備機構が連携をして、展示会への出展支援とかそういった海外へのミッション派遣、こういったことをや

っています。あと、相談の面でも、これもジェトロが国内に三十八事務所ございますし、中小企業基盤整備機構も十力所に地域本部というものがございまして。こういったところが海外展開に当たったの相談の窓口になっています。それ以外でも、全国九力所の経済産業局で、地域の支援機関が参加をして、中小企業海外展開支援協議地域協議会というものを組織してまして、これも地域の支援機関同士の連携を図っているところでございます。

こういった取り組み全体で、海外支援の推進を図ってまいりたいというふうに思っています。

〔委員長退席、石関委員長代理着席〕

橘（慶）委員 そして、中小企業が海外に進出していくということは、一面、よく一般論で言われてしまうのは、会社がどんどん外へ出ていくと地域の雇用はどうなるんだ、空洞化はどうなるんだ、こういう御心配もあるわけです。また、先ほどこちよつと藤田委員の質疑の中にもありましたけれども、中小企業の中で、海外に進出しながら、かつまた地元の雇用もふやしていく、海外へも出るような力のある企業は逆にまた地元でも頑張れるんだ、こういう調査結果なども出ているということもお伺いしております。

ある学者の先生は臥龍企業というような言い方をされて、そういう企業が伸びることによって、海外にも出るし、国内でも、それこそきょう出ていきましたが、国内基盤も充実していく場合もある、このようなお話がございます。このことについての経済産業省の見解、またどのような海外展開が

望ましいとお考えなのか、ここで確認をさせていただきたいと思えます。

北神大臣政務官 これも委員と認識を全く同じくしておりまして、中小企業白書の中でもこれを分析して、中小企業が海外投資をした場合に、中長期的には国内の事業も活性化して雇用もふえる傾向があるということも我々分析をしているところでございます。

背景は、委員御案内のとおり、単にコスト削減のために海外に出るだけじゃなくて、特に、アジアなどの新興国の、非常にふえている需要に対して、やはり新たな販売先の開拓、こういったものを目指して海外直接投資を行っているものだというふうにご考えております。ですから、そういったことで、我々は中小企業の海外展開を力強く支援していきたいというふうに思っています。

ただ、先ほど藤田委員のお話にもありましたが、マザー工場機能とか研究開発的な拠点というものはできるだけ国内に残していただくことがやはり大事だということに思っていますし、中小企業の皆さんも、やはり地元に対する責任感とか愛着からそういった考えをお持ちだということふうに思っています。

あと、もう一点だけ申し上げますと、この前、タイの洪水のときにも、中小企業がちゃんと国内に拠点があったため、タイでああいう事態が起きたときに、代替生産機能をちゃんと持っていた、それで非常に助かった部分もありますので、そういったことを総合的に考えると、そういった海外展開が望ましいというふうにご考えております。

橘（慶）委員 今マザー工場や研究開発拠点は、これは国内外の連携というお話をいただいたわけですが、こういったことを踏まえながら、まず大臣にお伺いをしたいわけです。

日本も、経済成長を遂げて、随分海外にもいろいろな拠点を出すようになった、そういうグローバル化した経済の中にあるわけでありまして、よく、経済学の中で言えば、いろいろな発展段階説の中で言えば、成熟した債権国といいますが、言ってみれば、海外にいろいろな投資があつて、そういうところからの果実も含めて国が成り立っていく、そういう国に変わっていくと思えます。そうすると、GDPということでも経済成長は言われていますが、これはドメスティック、結局国の中ということでも経済の統計を見ているが、昔はGNPともいいましたが、今はGNIとということ、本当に世界経済の中でどれだけ我が国が富を得ているのか、そういうことでこの日本の国力なり経済を見ていくこともできるだろう。そしてまた、大切なことは、今政務官もお話があったように、せっかく海外でもうけたお金があつても、それをただそのまま持っていてはダメなので、それをまた国内のマザー工場とか研究開発投資、あるいは第一号ラインにお金を循環させて、言ってみればそういう富の循環をさせていくことが大事ではないか、このように思うわけでありまして。

こういったGNI戦略といいますが、そういった成長戦略についての大臣の見解をお伺いいたします。

枝野国務大臣 委員の御指摘、私は全く同感でございます。まさに今世界の中で置かれている日本の立ち位置を考えれば、成熟した債権国として、海外で稼いで、そのお金が日本に還流してきて生かされる、この重要性というのはもう否定できないというふうにご存じしております。

したがって、関係省庁とも連携をして、投資協定の締結とか二国間協議を通じた、送金規制や技術供与の対価に関する規制など、資金の還流を妨げる外国の制度の改善、撤廃に努力をしているところでございます。

ただ、気をつけないといけないのは、時々、そうはいつてもやはり日本はものづくりがあつてこの今の豊かさではないかという御指摘も受けるんですが、国際分業の中で、日本は、日本の国内でこそできる得意な分野をしっかりとものづくりでやっていく。もちろん、全部日本の中でやっていたときと比べて、ある部分は外に出して、ある部分は日本に残すというのは、マネジメントというか、そういう観点からは難しいんだと思いますが、その難しさを乗り越えて、技術力は国内でしっかりとどんどん高める、お金は外で稼いでうまく日本に持つてくる、この難しいかじ取りを各企業も、そして経済産業省としてもやっていかなければならないと思っております。

橘（慶）委員 日本でできるものづくり、そのあたりの国際分業というお話がありまして、これは、先端産業なり製造業のメインストリームではそういうことは当然あると思うんです。それでは、次の質問にうまくつなげていただ

たわけですけれども、もう一つ。

いわゆる伝統工芸品というようなものも、ある意味で日本の技術であって、日本でしかつくれない。言ってみれば、そういったものの価値というものがわかっていただけなのであれば、それはまた、別にマーケットが日本だけじゃなくても、それが中国であれアジアであれヨーロッパでもいいこういうことになります。言ってみれば、クール・ジャパンという例の戦略を広く考えていく。

実は、大臣が前回の経済産業委員会で、いみじくも、広義の、広い意味でのクール・ジャパンという発言をされたのが、私、頭に残りました。広義といったとき、どういうものを入れるか。

実は、そこはまた認識がいろいろ違うことがあるかもしれません、私的に申し上げれば、例えば、そういったところに伝統工芸品というものを考えた場合に、伝統工芸品単体では、鋳物だったり漆だったり、あるいは木工だったり、いろいろするわけですけれども、そういったものを何かトータルに、ある空間の中で見せることができたり、あるいはあるイベントの中で見せることができるのと、それは一つの戦略として大変理解していただきやすいんじゃないか。

例えば、お茶席を設ければ、茶道ということをやれば、書道もわかれば、生け花もわかれば、言ってみれば、鋳物の花瓶があつたり、お菓があつて漆だつたりするわけですね。そういった、何かトータルに見せていく。それが、芸能活動でも、あるいは能舞台みたいなものなのかもしれないし、いろいろあり得ると思うんですよ。

私の自分の地元というのは、世界遺産の五箇山があつたり、そういう昔からの自然とか日本のしつらえが残っております。もちろん、いろいろな伝統的な食事もあります。日本食をまた日本の器に盛りつけるということもできるかもしれません。そういった意味において、クール・ジャパン、私のこの話を聞いて、大臣はどういうふうにお考えになるか、御見解をお答えください。

枝野国務大臣 クール・ジャパン、私もせっかく経済産業大臣を拝命して仕事させていただいております。ほかの大臣とは違う個性を一つづらいは出したいと思つて、クール・ジャパンこそ力を入れてやっているテーマでございます。

そして、どうしても従来、クール・ジャパンといったときに、これはやはり単品のところの世界なんです。確かに、日本の伝統工芸品は立派なものだとか、日本の食は立派だ、日本のコンテンツは立派だ。これは、経済産業政策として、ビジネスとしてやっていく上では、例えば、幾ら立派な焼き物があつても、単品では海外の皆さんがどう使うのかもわからないということですし、逆にうまくいっている部分では、お茶を入れる南部鉄瓶が、別に外国の方はあれでお茶を飲むわけではないけれども、別の使い方が高く評価されている。

したがって、単品ではなくて、今まさに御指摘いただいた、いろいろなものを組み合わせる。その組み合わせでパッケージにすると、新しい使い方がされたりとか、あるいは生活の中に取り込んでいたただけということになっていくと思つてお

りまして、今、経済産業省のクール・ジャパンの戦略においても、例えば伝統工芸品も、いろいろな地域の伝統工芸品をパッケージにして日本の食文化と合わせればビジネスになりやすいなどという、このマッチングであるとか、あるいはコンテンツの世界とものづくりの世界を結びつけて、コンテンツをまず売り込むことで、後から日本製品がくっついて売れていくとか、こういうマッチングをうまくやっていくことが、経済産業省、行政のできる仕事。マッチングそのものは、我々に知恵はないですが、マッチングのための場、プラットフォームを提供していくことが大事ではないかという視点で今戦略を進めているところでございます。大変貴重な御指摘をいただいたと思っております。ありがとうございます。

橘（慶）委員 ぜび、そういうアイデアを練つていただいて、枝野大臣、こう言っちゃ悪いんですけど、府省庁事業仕分けを乗り越えていただいて頑張つていただきたい、このように思います。

それでは、次は、中小企業事業活動促進法の認定経営革新等支援機関、先ほど来、お二人の方からも大分御質問がありまして、大体明らかになっているというか、大体こういう考え方かなということとはわかつてはいるんですけども、若干技術的なことも含めて、まとの意味で確認をさせていただきます。

この認定経営革新等支援機関になれる人といいますが、どういう方を認定するかということについて、先ほど認定三条件も出てまいりましたので、

要は、支援事業を行う者であれば、事前にお配りいただいている経済産業省さんの資料では、例えば金融機関とか税理士法人とか、特定されたような形に見えちゃうんですけども、そうではなくて、いわゆる知識のある人、能力のある人が物差しにかなえばオーケーだ、こういうことで理解していいんですね。

北神大臣政務官 委員おっしゃるとおりで、法律上、特段の制限を設けておりません。基本的に我々の考えは、財務、会計あるいは実務経験、こういった分野で一定の水準を超える方々を認定していきたいというふうに思っています。

橋（慶）委員 そこで、今回の認定経営革新等支援機関において、今までも、そういう支援のいろいろな組織なり、それこそ、先ほど来お話がありました、商工会議所あるいは商工会さんが、巡回指導や経営相談あるいはマル経融資、いろいろな形でゼネラルには支援いただいているわけですね。

そこに、こういう形で新たな機関を設けていくということであれば、当然そこは、ある分野、こういう分野で頑張ってほしいんだ、こういう思いもあるのかなど。そういう意味では、新たに力を入れて、こういう支援事業を提供していくというお考えなのか、確認をさせていただきます。

北神大臣政務官 委員おっしゃるとおり、商工会、商工会議所も、今まで中小企業に対して経営支援をいろいろ行ってきました。これは、大体、非常に簡単な税務相談とか労務管理とか、あるいは帳簿のつけ方とか、こういったことをやってき

たというふうに認識しております。

今回の法案については、さらにより専門的な、高度な会計、財務の知識、市場調査あるいは知財管理、こういった専門性を持った方々あるいは機関を認定していきたいというふうに考えています。

橋（慶）委員 そして、この認定支援機関に、中小企業基盤機構、こちらから専門家を派遣してさらに補ってあげよう、こういう思想なわけですね。

では、どういう専門家、どういう支援をされようとしているのか、これを長官に確認いたします。

鈴木政府参考人 委員御指摘の、支援機関がいろいろな支援業務を行う際の専門家でございますけれども、例えば技術の目ききもございまして、先ほど委員から御指摘ございました海外展開もございまして。また、その地域だけではなくて、日本全体、広域的な販路拡大もございまして、例えばほかの商店さんですと、商業活性化、また、今政務官からお答えいたしました知財管理、さまざまな専門家が必要な場合があるかと思っております。

そのようなささまざまな場合に応じまして、専門家を派遣させていただきたいというふうに考えているところでございます。

橋（慶）委員 このようにお話を聞いていきますと、今までいろいろゼネラルなサービスがなされている、それは一生懸命やっていたかと思いますが、そこにまた、それは中小企業といっても、中堅企業から小規模企業までありますし、中身的にも、かなり専門的にこういうことを知りたいんだという方もあればということに対して、もう少し

かゆいところに手が届くような、いろいろなスベシャルな、いわゆる専門的な支援がある意味で拡充していく、こういう姿に私としては理解ができるわけです。

そこで、実は大臣は、これまで前回の委員会を思い出すと、御自身で、やはり中小企業、言ってみれば、どちらかというと中堅というよりは中小の企業というものを肌で感じておられる方もありますし、先ほど来、商工会の巡回活動の話、あるいは商工会議所の話、いろいろな話が出てまいりました。そういう意味では、既存の商工団体、そういった今まで頑張っている方々にはさらに頑張っていたかながら、ある意味で、そういうことで支援を厚くしていくんだ、こういうイメージに捉まえていいのかどうか。

大臣の、先ほど“ちいさな企業”未来会議というお話もございましたので、規模がいろいろあつてなかなか、そんな顧問料を払ってまで税理士さんに、お金を払えないような商店、小規模なところまであるわけですから、広い意味での支援という意味では、商工会議所さん、商工会さんとみんなで頑張っていくんだというところの考え方について、これは通告していませんが、お答えをいただいております。

枝野国務大臣 御指摘のとおり、商工会議所、商工会などの商工団体には、長い歴史そして実績がございます。ですから、今回の法律で、それはもう終わったんですという意味では全くありません。まさに、それに加えて、専門家の皆さんにより幅広く協力をしていただき、でき得るならば、

そうした幅広い皆さんの協力のネットワークの中心を担っていただくことが一番ありがたいのではないかと、いろいろ思うておりまして、ぜひ、商工会議所、商工会には、この法律ができた以降も、むしろ今まで以上に、さらに頑張っていただきたいと期待をいたしております。

橋（慶）委員 この点、理解をいたしまして、それでは、あと通告に従いまして、また幾つか残っている質問をさせていただくわけです。

経営基盤強化計画、今までそういう制度がございました。これは、今回のこの法律の改正の中で廃止されるわけでありまして、言ってみれば役目を果たしたということだと思っておりますが、改めて、この制度の趣旨、そして廃止しても問題がない旨、長官から確認をいたします。

鈴木政府参考人 委員御指摘の経営基盤強化計画でございますけれども、この趣旨でございますけれども、経済的環境の著しい変化等により状況が悪化しております業種につきまして、特定業種として認定いたしまして、この特定業種につきまして、さまざまな計画をおつくりいただき変わっていただくというものでございます。これまで四業種ほど指定をさせていただきました。

最後の計画でございますけれども、平成十九年三月に最後の計画が終了いたしましたので、その後、新たな業種の指定及び計画の承認は行われておりません。私ども、やはり三年、四年たちましたもので、この間に何もございませんでしたもので、この政策の必要性はなくなつたかなと思ひまして、今回廃止させていただくことといたしました。

橋（慶）委員 次に、この法案において、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、いわゆる農商工連携を進める法案も実は改正されるわけでありまして。そして、言ってみれば、そこにも海外という視点を入れていくということ、海外において農商工連携事業が実施される場合における国内の事業基盤の維持ということについて新たに基本方針に定めていく、こういうことになるわけですね。

ただ、これが、私なりにイメージ、どういふものなのかと事前に少しディスカッションもさせていただきましたが、この場合の農商工連携事業はどういうものを考えるのか。例えば、海外で海外の作物を使った農商工連携事業なのか、それとも国内で農商工連携事業しているものを海外に製品を出していくとか、そういったことをお考えにしているのか。この辺、一応お考えを確認させていただきたいと思ひます。

鈴木政府参考人 委員御指摘の海外におきます農商工連携ですけれども、例えば海外の農産品を使って農商工連携を海外で行う、こういうものは私ども一切想定をしておりません。今委員御指摘ございました、例えば国内で農商工連携でできたものを海外で販売する、そういうものにつきまして御支援申し上げます。

また、これは香港で今実際に行われている例でございますけれども、日本の農産物を香港に持っていきまして、そこで加工しまして、また販売が行われる、こういうような、日本の農産物を使いながら、また日本での農商工連携でできた製品

を使いながら、海外において販路拡大等を行っていただく、そのようなものを御支援の対象にさせていただきます。ありがとうございます。

橋（慶）委員 ありがとうございます。そして、これは以前の委員会等で質問しようとして抜かしてしまったので、きょう質問させていただきます。

実は、中小企業、財務会計、税務会計、いろいろ会計の処理はあるのですが、上場企業だと大変厳しい会計基準があるわけですけれども、中小企業はなかなかそういう難しい会計処理というのは困難であろう。こういうことの中で、中小企業の会計に関する検討会報告書というのが出ておりまして、中小企業の実態に即した新たな会計処理のあり方を取りまとめることを目指しておられるということでもあります。これはいいことだと思ひておりまして、今後の具体的な取り組みのスケジュールあるいは流れについてお答えをいただければと思ひます。

鈴木政府参考人 委員御指摘の中小企業会計要領でございますけれども、本年二月に取りまとめをさせていただきましたところでございます。

私ども、平成十七年に中小企業の会計に関する指針をつくりましたが、これがなかなか難しく、正直言つて余り使われなかつたというのが実態でございます。そういう反省を踏まえまして、今回、会計要領をつくらせていただいたところでございます。

私ども、これを広く皆様に御利用いただきたいと考えておりまして、例えば中小企業団体、税理

士、公認会計士の方々、この方々がこの会計要領に基づきまして計算書類を作成する、その際の御支援、また、金融庁にもお願いいたしまして、金融検査マニュアルや監督指針にもこの中小企業の会計要領の活用を位置づけていただきまして金融機関からも活用を促していただき、さらには、日本政策金融公庫の政策融資におきまして、例えばこの会計要領に基づきまして計算書類を作成されました中小企業には金利を優遇する、こういうことを行いまして、できるだけ広く広めてまいりたいと考えているところでございます。

橘（慶）委員 ありがとうございます。

こういう質問だったわけですが、最後に大臣に一つだけ。

ＴＰＰですが、自動車について、まだ米国からは具体的な要求はないんですね。関心とかアイディアはいろいろ示されているけれども、具体的な要求事項はないんですね。これは二回、局長に答弁いただいているんですが、きょう、もう一度、現時点で確認します。

枝野国務大臣 御指摘のとおりでございます。

橘（慶）委員 どうもありがとうございます。